

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和8年8月 27 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの	15 件
--------------------	------

厚生年金保険関係	15 件
----------	------

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2600092号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2600028号

第1 結論

請求者のA社における令和元年12月5日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

令和元年12月5日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和元年12月5日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和元年12月5日

A社から支払われた請求期間の賞与について、標準賞与額が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているが、厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、年金記録を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された給与明細一覧表及び平成31年(2019年)給与所得(退職所得)に対する源泉徴収簿により、請求者は、請求期間に同社から2,500万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額150万円(上限額)に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出(令和8年3月13日受付)し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2600111号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2600029号

第1 結論

請求者のA社における令和元年7月20日の標準賞与額を25万6,000円、令和3年7月20日の標準賞与額を27万9,000円に訂正することが必要である。

令和元年7月20日及び令和3年7月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和元年7月20日及び令和3年7月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 令和元年7月20日
② 令和3年7月20日

A社から請求期間①及び②に支払われた賞与について、標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、請求者は、請求期間に同社から賞与(請求期間①は27万3,800円、請求期間②は29万8,800円)の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は25万6,000円、請求期間②は27万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

事業主は、請求期間①及び②について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和6年11月14日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2600112号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2600030号

第1 結論

請求者のA社における平成19年12月20日の標準賞与額を26万7,000円、令和元年7月20日の標準賞与額を21万9,000円、令和3年7月20日の標準賞与額を25万8,000円に訂正することが必要である。

平成19年12月20日、令和元年7月20日及び令和3年7月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年12月20日、令和元年7月20日及び令和3年7月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成19年12月20日
② 令和元年7月20日
③ 令和3年7月20日

A社から請求期間①から③までに支払われた賞与について、標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賃金台帳及び請求者が保有する給与支給明細書(平成19年12月分賞与(以下「給与支給明細書」という。))により、請求者は、請求期間に同社から賞与(請求期間①は27万3,000円、請求期間②は23万4,200円、請求期間③は27万5,800円)の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から③までに係る標準賞与額については、賃金台帳及び給与支給明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 26 万 7,000 円、請求期間②は 21 万 9,000 円、請求期間③は 25 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から③までについて、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（請求期間①は令和 8 年 2 月 10 日受付、請求期間②及び③は令和 6 年 11 月 14 日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2600113号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2600031号

第1 結論

請求者のA社における平成19年12月20日の標準賞与額を25万9,000円、令和元年7月20日の標準賞与額を18万9,000円に訂正することが必要である。

平成19年12月20日及び令和元年7月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年12月20日及び令和元年7月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成19年12月20日
② 令和元年7月20日

A社から請求期間①及び②に支払われた賞与について、標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賃金台帳及び請求者が保有する給与支給明細書(平成19年12月分賞与)により、請求者は、請求期間に同社から賞与(請求期間①は26万5,600円、請求期間②は20万1,800円)の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、賃金台帳及び給与支給明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は25万9,000円、請求期間②は18万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（請求期間①は令和8年2月10日受付、請求期間②は令和6年11月14日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2600114号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2600032号

第1 結論

請求者のA社における平成19年12月20日の標準賞与額を39万円、令和元年7月20日の標準賞与額を66万1,000円、令和3年7月20日の標準賞与額を21万5,000円に訂正することが必要である。

平成19年12月20日、令和元年7月20日及び令和3年7月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年12月20日、令和元年7月20日及び令和3年7月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成19年12月20日
② 令和元年7月20日
③ 令和3年7月20日

A社から請求期間①から③までに支払われた賞与について、標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賃金台帳並びに請求者が保有する給与支給明細書(平成19年12月分賞与)及び支給明細書(令和元年7月分賞与及び令和3年7月分賞与)(以下「給与支給明細書」という。)により、請求者は、請求期間に同社から賞与(請求期間①は39万9,000円、請求期間②は70万6,000円、請求期間③は22万9,400円)の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低

い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から③までに係る標準賞与額については、賃金台帳及び給与支給明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 39 万円、請求期間②は 66 万 1,000 円、請求期間③は 21 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から③までについて、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（請求期間①は令和 8 年 2 月 10 日受付、請求期間②及び③は令和 6 年 11 月 14 日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2600115号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2600033号

第1 結論

請求者のA社における令和元年7月20日の標準賞与額を26万5,000円に訂正することが必要である。

令和元年7月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和元年7月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和62年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和元年7月20日

A社から請求期間に支払われた賞与について、標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賃金台帳より、請求者は、請求期間に同社から28万3,000円の賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、26万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後提出(令和6年11月14日受付)し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者

の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2600116号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2600034号

第1 結論

請求者のA社における令和元年7月20日の標準賞与額を20万4,000円、令和3年7月20日の標準賞与額を27万6,000円に訂正することが必要である。

令和元年7月20日及び令和3年7月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和元年7月20日及び令和3年7月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和63年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 令和元年7月20日
② 令和3年7月20日

A社から請求期間①及び②に支払われた賞与について、標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、請求者は、請求期間に同社から賞与(請求期間①は21万7,650円、請求期間②は29万4,500円)の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は20万4,000円、請求期間②は27万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

事業主は、請求期間①及び②について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和6年11月14日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2600117号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2600035号

第1 結論

請求者のA社における令和元年7月20日の標準賞与額を9万4,000円に訂正することが必要である。

令和元年7月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和元年7月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和元年7月20日

A社から請求期間に支払われた賞与について、標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賃金台帳より、請求者は、請求期間に同社から10万円の賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、9万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出(令和6年11月14日受付)し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者

の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2600118号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2600036号

第1 結論

請求者のA社における令和元年7月20日の標準賞与額を7万8,000円、令和3年7月20日の標準賞与額を10万5,000円に訂正することが必要である。

令和元年7月20日及び令和3年7月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和元年7月20日及び令和3年7月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 令和元年7月20日
② 令和3年7月20日

A社から請求期間①及び②に支払われた賞与について、標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、請求者は、請求期間に同社から賞与(請求期間①は8万3,000円、請求期間②は11万2,000円)の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は7万8,000円、請求期間②は10万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

事業主は、請求期間①及び②について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和6年11月14日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2600119号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2600037号

第1 結論

請求者のA社における令和元年7月20日の標準賞与額を10万3,000円、令和3年7月20日の標準賞与額を17万3,000円に訂正することが必要である。

令和元年7月20日及び令和3年7月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和元年7月20日及び令和3年7月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 令和元年7月20日
② 令和3年7月20日

A社から請求期間①及び②に支払われた賞与について、標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、請求者は、請求期間に同社から賞与(請求期間①は11万円、請求期間②は18万4,000円)の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は10万3,000円、請求期間②は17万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

事業主は、請求期間①及び②について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和6年11月14日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2600120号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2600038号

第1 結論

請求者のA社における令和元年7月20日の標準賞与額を6万4,000円に訂正することが必要である。

令和元年7月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和元年7月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和元年7月20日

A社から請求期間に支払われた賞与について、標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賃金台帳より、請求者は、請求期間に同社から6万8,000円の賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後提出(令和6年11月14日受付)し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者

の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2600121号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2600039号

第1 結論

請求者のA社における令和元年7月20日の標準賞与額を6万2,000円に訂正することが必要である。

令和元年7月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和元年7月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和元年7月20日

A社から請求期間に支払われた賞与について、標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賃金台帳より、請求者は、請求期間に同社から6万6,000円の賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、6万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後提出(令和6年11月14日受付)し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者

の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2600122号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2600040号

第1 結論

請求者のA社における令和元年7月20日の標準賞与額を5万8,000円に訂正することが必要である。

令和元年7月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和元年7月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和元年7月20日

A社から請求期間に支払われた賞与について、標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賃金台帳より、請求者は、請求期間に同社から6万1,000円の賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、5万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後提出(令和6年11月14日受付)し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者

の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2600123号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2600041号

第1 結論

請求者のA社における令和3年7月20日の標準賞与額を5万6,000円に訂正することが必要である。

令和3年7月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和3年7月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和3年7月20日

A社から請求期間に支払われた賞与について、標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賃金台帳より、請求者は、請求期間に同社から5万9,000円の賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後提出(令和6年11月14日受付)し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者

の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2600124号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2600042号

第1 結論

請求者のA社における令和3年7月20日の標準賞与額を19万7,000円に訂正することが必要である。

令和3年7月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和3年7月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和3年7月20日

A社から請求期間に支払われた賞与について、標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賃金台帳より、請求者は、請求期間に同社から21万円の賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、19万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出(令和6年11月14日受付)し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者

の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。